

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇨ 商談のための弁当代

**Q** : 当社では先日、お得意先との商談を社内の会議室で行い、2千円の仕出し弁当を出しました。このような費用も交際費として計上しなければならないのでしょうか。

**A** : 交際費として取り扱う必要はありません。

### 【解説】

会社が事業に関係ある者に対して接待等を行うために支出する費用は交際費となりますが、この交際費には会議（打合せ及び商談を含む）に関連して、茶菓や弁当などを提供するために通常要する費用は含まないこととされています。

この場合の通常要する費用とは「日常的な昼食程度のもの」をいい、場所については社内、又は社外であっても「通常会議を行う場所」とされています。

したがって、たとえ名目が商談であっても、豪華なものや、主として酒類を提供する場所でのものは、交際費として取り扱う必要があります。

ご質問のケースであれば、日常的な昼食程度の範囲であると考えられますので、交際費として取り扱う必要はありません。

しかし、飲食を伴う商談などの費用は、交際費との線引きが困難なケースも多くみられますので、このような支出をした場合は、その商談などの目的・相手先及び社内出席者名・出席者数などを、明確に記録しておいて下さい。

